

中核市に関する 佐賀県・佐賀市勉強会

令和7年7月31日(木)

佐賀市 政策推進部 行政マネジメント課

勉強会・ワーキンググループの進捗

勉強会
(総括レベル)

ワーキング
グループ

民生

保健衛生

環境

建設

文教

総務

<設置目的>

- ・佐賀市の中核市検討を深化させるための県と佐賀市の情報共有・意見交換
- ・広域的な視点での様々な課題の共有

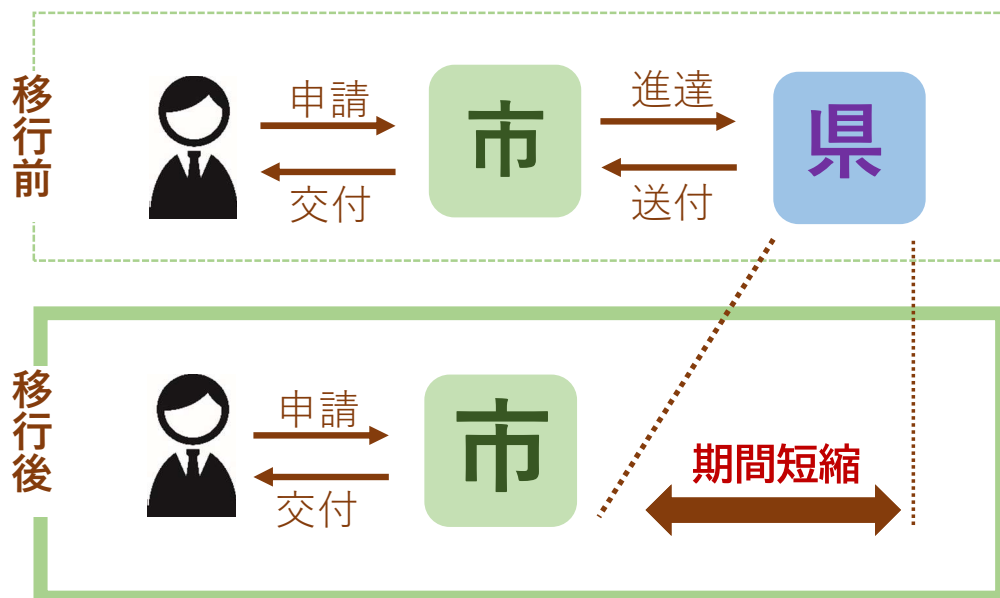
R6.10～ キックオフ

R6.11～ ワーキンググループを開催

- ・移譲事務にかかる各種情報の共有
- ・行政サービス向上の検証
- ・諸課題の洗い出し 等

➤ 市民生活に関わりが深い分野から随時開催

手続きが早くなる



効果と課題

【福祉資金貸付】

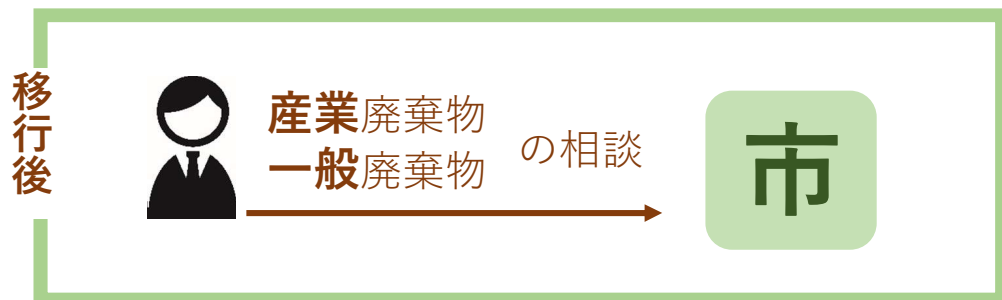
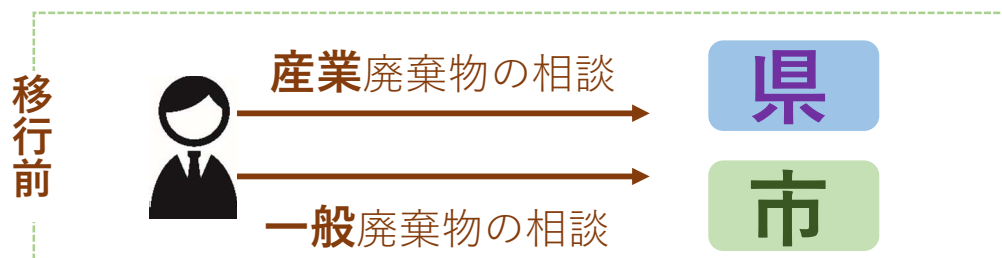
- 申請から貸付までの期間を **最大1か月間程度短縮** できる
- 面談が市役所だけで完結する
- 厳格な資金管理が必要となる

【身体障害者手帳】

- 申請から交付までの期間を **最大2週間程度短縮** できる

ワンストップで **簡単になる**

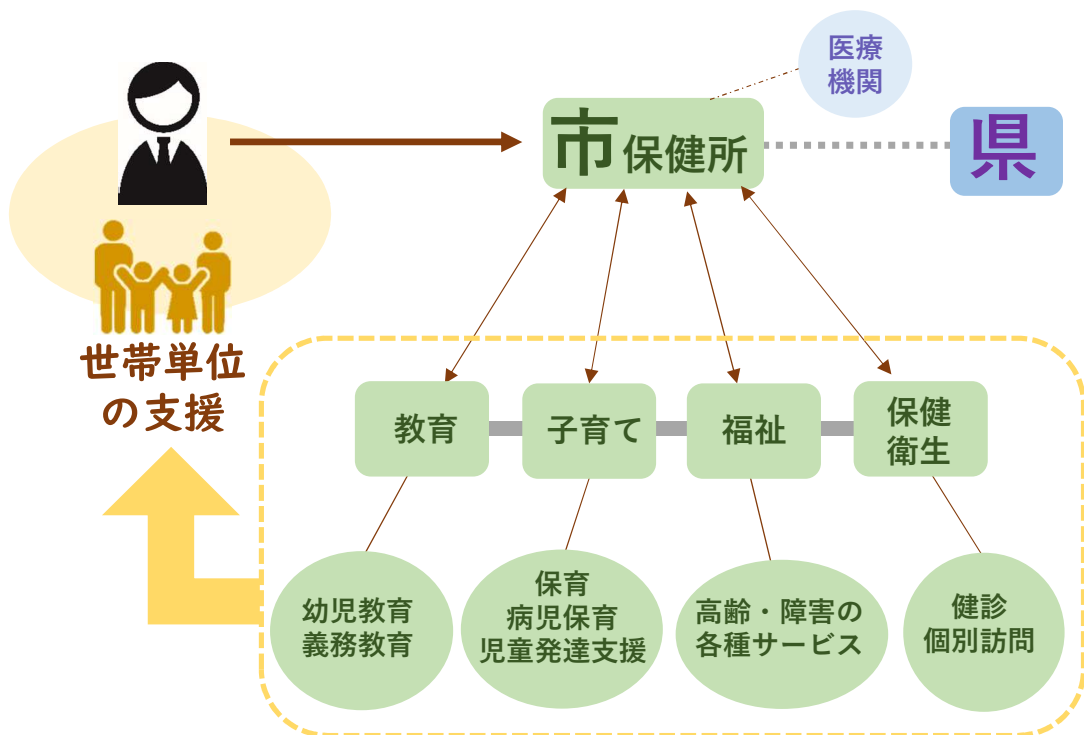
(例) 廃棄物に関する相談・問い合わせ



効果と課題

- 一般廃棄物と産業廃棄物の相談窓口を **市役所に一元化**
- 佐賀市以外の市町でも活動する事業者は、**県と市双方に申請が必要**となる

サービスが つながる



効果と課題

- 基礎自治体として保健・福祉・介護等のサービスの一体的な提供体制を構築しているため、**緊急時でもサービスが止まらない**よう支援できる
- 感染症等の発生時に休校や休園などの**迅速な対応**が可能になる
- 緊急時においても、**通常業務に支障を及ぼさない組織体制の工夫**が必要となる

WGを通じた気づき

- 市民に身近な市役所が政策判断できる。
⇒ **市民ニーズへの迅速な対応**
- 市役所だけで完結する手続きが増える。
⇒ **ワンストップによる市民サービスの向上**
- **危機管理体制のあり方**

情報連携の事例

方針共有

- 県対策本部会議へ参加
→ 全体の方向性を共有
- 県内保健所長会議へ参加
→ 現場レベルの共有
- 県と市の保健所職員の交流による方針のすり合わせ
- 都道府県連携協議会へ中核市が参加し、**平時から連携強化**

情報共有

- 保健所長同士のウェブ会議による**感染情報の共有**
- 県市で協定を締結し、市から県への疫学調査などの情報提供を容易化

情報発信

- 県市で**合同記者会見**を実施
→ 市民・県民の安心感
- 県対策本部会議後に県情報を踏まえて市長会見を実施
- まん延防止に向けた県と市による共同宣言

平時からの情報交換等により関係を構築することで、緊急時のスムーズな連携につながる

県市で連携した事例

入院調整

- 県本部の大学病院医師が市保健所や病院と入院調整を実施
→医療圏を跨ぐ搬送ケースにも対応できた
- 医療機関が中核市に集中しているため、県が広域の入院調整を実施
→県内の入院調整が円滑に進んだ
- 県委嘱のコーディネーター、県保健所、調整本部及び市保健所が入院療養先の調整を実施

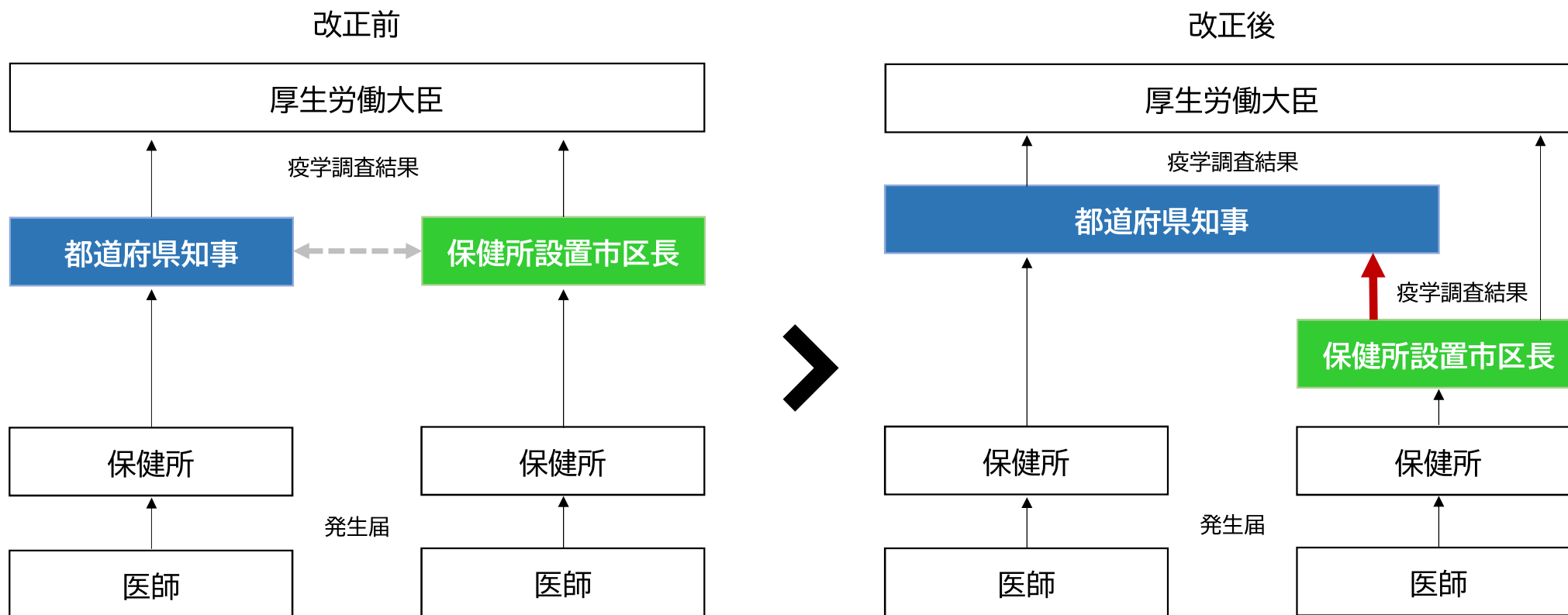
その他の業務

- コロナ関連の業務を県市合同で効果的・効率的に対応

(相談対応)
 - ・ コールセンター
 - ・ 帰国者・接触者相談センター
- (陽性者対応)
 - ・ 検査キットの郵送業務
 - ・ 陽性者判断センター
- (自宅療養支援)
 - ・ 健康観察、食料支援などの業務

【参考】情報連携に関する感染症法改正(R3.2)

関係自治体が感染症の発生状況を確実に把握し、広域的な調整や有効な対策の実施につなげるため、保健所設置市区長は厚生労働大臣に加え、**都道府県知事にも発生届や積極的疫学調査の報告**をするよう改正



※なお、管轄区域外に居住する者について届出を受けた場合は、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報するよう改正
A県内の保健所設置市は、A県知事とB県知事（及び保健所設置市区長）に通報

【参考】都道府県の権限に関する感染症法改正(R4.12)

感染症法における国・都道府県の総合調整・指示権限の概略図

		都道府県の権限 (都道府県⇒保健所設置市、特別区等)		国（厚生労働大臣）の権限 (国⇒都道府県、保健所設置市、特別区等)	
		〈現行〉	〈見直し後〉	〈現行〉	〈見直し後〉
総合調整	平時	—	○	—	—
	感染症発生・まん延時	○	○ ※対象措置の拡大等	—	○
指示	平時	—	—	—	—
	感染症発生・まん延時	—	○	○	○

見直し①
権限の強化・創設

見直し③
権限の創設

見直し②
権限の創設

中核市で広がる市民とのつながり

市民にもっとも身近な市役所の使命は、暮らしの悩みに寄り添い、適切な支援につなげることです。市役所だけで完結できることを広げ、相談支援体制を一層充実することにより、今まで以上に、市民の悩みをまるごと受け止め、一緒に前に進む佐賀市に進化します。



相談支援体制の充実

抱える悩みはひとつじゃない。でも、相談は1か所で済ませたい。サービスは1日でも早く利用開始してほしい。そんな思いに応えていくために、市役所の相談支援体制を充実させます。



市役所で完結する手続き等が拡大

住所変更 障害 介護 子育て 教育 環境
戸籍届 健康 住宅 ひとり親 保育 経済
税 地域 上下水道 生活保護 ……その他



母子父子寡婦福祉資金貸付

身体障害者手帳

保健衛生 医療 食品衛生 感染症 廃棄物 ……その他

市役所の政策判断できる範囲が広がり、支援が早くなる

見極め力の向上



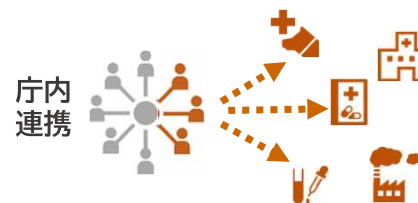
ニーズに応じたサービスが提供できる

専門的な知見の拡充



より具体的な助言ができる

ネットワークの拡充



支援の幅が広がりサービスが向上する